

平成17年9月26日  
情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)  
専務理事 池田 茂

### 欧州PLCの状況調査の件

掲題の件、調査員を EC 本部に派遣して調査致しました結果をご報告申し上げます。

#### 1. 日時

2005年9月14日 15:00～16:30

#### 2. 場所

EC 本部 会議室(ブリュッセル)

#### 3. 出席者

Mark Bogers 課長、Team Leader Electrotechnical Sectors(EC)  
弘津(CIAJPLC タスクフォース)

#### 4. 内容

EU 諸国での PLC の状況、干渉問題等の状況について質問。当日の議論の内容を Bogers 氏に EC の見解としてまとめてもらった(添付資料)。その要点を以下にまとめる。

- (1) EC は EU 諸国でのブロードバンドインターネットの普及を促進している。PLC は ADSL および CATV の代替となるものである。EC は PLC 技術を支持し、EU 諸国に PLC 普及を妨げる不当な障害を作らないように Recommendation を発行した。EC は屋内および屋外両方に PLC の普及を期待する。
- (2) PLC の無線機器への影響を評価することは難しいが、無線サービスへの干渉は生じてはならない。干渉が生じる際には、その原因を除去しなければならない。PLC 機器は EMC 指令 89/336/EEC, R&TTE 指令(1999/5/EC)を満足するよう CE マークを取得し、干渉を起こさないことを示さなければならない。
- (3) EU 諸国では、CISPR22を満足して CE マークを与えられた PLC 機器が各地に設置され、すでに3年以上も運用されている。認証機関が CISPR22の以下の限度値を満足することを基準に CE マークを発行してきた。
  - ・通信時: 通信ポートの限度値(LCL=30dB とする)
  - ・非通信時: 電源ポートの限度値

EU 諸国はこのような手続きを経た製品を受け入れている。

- (4) 3年前に CE マークを得た機器で PLC の実用化が始まって以来、PLC に起因すると確認された重大な干渉は生じていない。ほとんどの無線関係者からのクレームは明確な確証に基づいたものではない。
- (5) オランダでは電波天文の周囲1kmには PLC 機器を設置しないことを決める予定である。現在までに PLC と電波天文との干渉の事例は報告されていない。
- (6) アマチュア無線家は PLC に反対しているが、干渉についての明確な確証は報告されていない。最近の多くの PLC 機器はアマチュア無線帯域にノッチを入れている。
- (7) 短波ラジオユーザーには影響を与える可能性はあるが、この影響が無視できないものかどうかは未だ判然としない。短波ラジオのマーケットは既に一部はインターネットラジオに置き換わっている。いくつかの短波ラジオ放送局はデジタルラジオに影響が出ることを心配しているが、EC はこの問題を差し迫ったものとは考えていない。但し、更に調査は続けるべきである。
- (8) 航空、船舶無線への干渉の事例は報告されていない。
- (9) PLC の規格が合意され、発行されるまでは、メーカーは EMC 指令に従うことにより(認証機関の協力を得て)、製品を市場に出すことができる。

以上